



島根県報

平成23年7月26日（火）
号外 第 147 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

県政情報センター等設置運営要綱の一部改正	(総 務 課)	2
騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等の一部改正	(環 境 政 策 課)	2
振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等の一部改正	(〃)	2
騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定の一部改正	(〃)	2
悪臭原因物の排出を規制する地域及び特定悪臭物質の規制基準の一部改正	(〃)	3
市町村民生委員協議会の区域の一部改正	(地 域 福 祉 課)	3
民生委員の市町村別定数の一部改正	(〃)	3
動物を飼養又は収容しようとする者が許可を要する区域	(薬 事 衛 生 課)	3
農業災害補償法の規定による組合員等の当然加入の除外基準の一部改正	(農 業 経 営 課)	4
銃猟禁止区域の指定の一部改正	(森 林 整 備 課)	5
特定猟具使用禁止区域の指定の一部改正	(〃)	5
休猟区の指定の一部改正	(〃)	5
水産業普及員の担当する普及地区の名称及び普及区域の範囲の一部改正	(水 産 課)	5
建設業許可申請書等閲覧規程の一部改正	(土 木 総 務 課)	5
解体工事業者登録簿閲覧規程の一部改正	(〃)	5
水防警報を行う河川の指定の一部改正	(河 川 課)	6
特別警戒水位の設定の一部改正	(〃)	6
島根県屋外広告物条例の規定により知事が定める区域又は地域の一部改正	(都 市 計 画 課)	6

【訓 令】

島根県公印規程の一部改正	(総 務 課)	6
--------------	---------	---

【教委規則】

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則		7
島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則		7

【選管規程】

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程		7
------------------------	--	---

【人委規則】

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則		8
--	--	---

告 示

島根県告示第510号

県政情報センター等設置運営要綱（平成6年島根県告示第716号）の一部を次のように改正する。

平成23年7月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第2項の表松江地区県政情報コーナーの項中「、八束郡」を削る。

附 則

この告示は、平成23年8月1日から施行する。

島根県告示第511号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等（昭和62年島根県告示第312号）の一部を次のように改正し、平成23年8月1日から施行する。

平成23年7月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第1第1種区域の項指定地域の欄中「松江市」の次に「（旧東出雲町の区域を除く。）」を加え、同表第2種区域の項指定地域の欄及び第3種区域の項指定地域の欄中「及び旧宍道町の区域」を「、旧宍道町の区域及び旧東出雲町の区域」に改め、同表第4種区域の項指定地域の欄中「区域」の次に「及び旧東出雲町の区域」を加え、同表備考第3号中「いう」を「いい、「旧東出雲町の区域」とは、平成23年7月31日現在のものをいう」に改める。

別表第2のa区域の項指定地域の欄、b区域の項指定地域の欄及びc区域の項指定地域の欄中「及び旧宍道町の区域」を「、旧宍道町の区域及び旧東出雲町の区域」に改め、同表備考第3号中「いう」を「いい、「旧東出雲町の区域」とは、平成23年7月31日現在のものをいう」に改める。

島根県告示第512号

振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等（昭和62年島根県告示第313号）の一部を次のように改正し、平成23年8月1日から施行する。

平成23年7月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第1第1種区域の項指定地域の欄及び第2種区域の項指定地域の欄中「及び旧宍道町の区域」を「、旧宍道町の区域及び旧東出雲町の区域」に改め、同表備考第3号中「いう」を「いい、「旧東出雲町の区域」とは、平成23年7月31日現在のものをいう」に改める。

別表第2中（備考以外の部分に限る。）「旧宍道町の区域」の次に「及び旧東出雲町の区域」を加え、同表備考第1号中「いう」を「いい、「旧東出雲町の区域」とは、平成23年7月31日現在のものをいう」に改める。

島根県告示第513号

騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（平成12年島根県告示第204号）の一部を次のように改正し、平成23年8月1日から施行する。

平成23年7月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

表Aの項当てはめる地域の欄、Bの項当てはめる地域の欄及びCの項当てはめる地域の欄中「東出雲町」を削る。

島根県告示第514号

悪臭原因物の排出を規制する地域及び特定悪臭物質の規制基準（平成17年島根県告示第318号）の一部を次のように改正し、平成23年8月1日から施行する。

平成23年7月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

1の表A地域の項地域の区分の欄及びB地域の項地域の区分の欄中「旧宍道町の区域」の次に「及び旧東出雲町の区域」を加え、表備考第4号中「いう」を「いい、「旧東出雲町の区域」とは、平成23年7月31日現在のものをいう」に改める。

島根県告示第515号

市町村民生委員協議会の区域（昭和32年島根県告示第151号）の一部を次のように改正し、平成23年8月1日から施行する。

平成23年7月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

表松江市の部に次のように加える。

東出雲地区	東出雲町
-------	------

島根県告示第516号

民生委員の市町村別定数（平成19年島根県告示第765号）の一部を次のように改正し、平成23年8月1日から施行する。

平成23年7月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

表中 「

松江市	464人
-----	------

」 を 「

松江市	500人
-----	------

」 に、

「

雲南市	142人
東出雲町	36人

」 を 「

雲南市	142人
-----	------

」 に改める。

島根県告示第517号

化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項の規定による動物を飼養又は収容しようとする者が許可を要する区域を次のとおり指定し、平成23年8月1日から施行する。

動物を飼養又は収容しようとする者が許可を要する区域（平成23年島根県告示第10号）は、廃止する。

平成23年7月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

市町村	許可を要する区域
松江市	殿町、母衣町、米子町、南田町、東本町、末次本町、北田町、北堀町、石橋町、奥谷町、内中原町、外中原町、中原町、末次町、苧町、片原町、西茶町、東茶町、白瀉本町、八軒屋町、魚町、灘町、天神町、寺町、和多見町、御手船場町、伊勢宮町、朝日町、大正町、東朝日町、新雑賀町、津田町、本郷町、雑賀町、松尾町、幸町、栄町、新町、堅町、横浜町、美保関町美保関（美保小路、月名小路、中浦小路、泊小路及び西小路の区域に限る。）、宍道町宍道、東出雲町錦新町、東出雲町出雲郷、東出雲町揖屋、東出雲町下意東、東出雲町意宇南
浜田市	朝日町、牛市町、紺屋町、新町、天満町、蛭子町、清水町、原町、真光町、京町、栄町、高田町、錦町、片庭町、瀬戸見町、大辻町、元浜町、殿町、松原町、琵琶町、黒川町、浅井町、長沢町、高佐町、竹迫町
出雲市	今市町、平田町（中之島、新田、本田及び横撫の区域を除く。）、大社町杵築東、大社町杵築南
益田市	染羽町、本町、幸町、土井町、昭和町、三宅町、東町、多田町、有明町、水分町、常盤町、元町、駅前町、赤城町、栄町、中島町、中吉田町、中須町、下本郷町、乙吉町、あけぼの東町、あけぼの本町、あけぼの西町、高津町、高津一丁目、高津二丁目、高津四丁目、高津五丁目、高津六丁目、高津七丁目、高津八丁目、須子町、飯田町
大田市	大田町（加土、小池、城山、柳井及び大坪の区域を除く。）、久手町（字久手及び字仕明の区域に限る。）、温泉津町温泉津（字松山、字日祖及び沖泊の区域を除く。）、大森町
安来市	安来町、飯島町、宮内町、新十神町、南十神町、黒井田町、汐手が丘、切川町、西荒島町、荒島町、西赤江町、吉佐町、広瀬町広瀬、伯太町母里
江津市	江津町、嘉久志町、和木町、都野津町、有福温泉町
奥出雲町	三成（上三成上、上三成中、上三成下、上本町、三成本町、湯の原、宮の町、朝日町、滝の上及び前布施の区域に限る。）、横田（六日市、大市及び角の区域に限る。）、
川本町	大字川本（日の出町、上新町、中新町、下新町、元町、本町、天神町及び下谷の区域に限る。）、
津和野町	後田（本町一、本町二、東一、東二、西一、西二、西三、北一、北二及び北三の区域に限る。）、森村（森一、森二、森三及び森四の区域に限る。）、鷺原（鷺原一、鷺原二上及び鷺原二下の区域に限る。）、日原（山根町、清水町、栄町、旭町上、旭町下、扇町、春日町、幸町及び金見町に限る。）、枕瀬（枕瀬東、枕瀬西、新地、営林署住宅、木ノ口上及び木ノ口下の区域に限る。）、
吉賀町	六日市、七日市、柿木村柿木
隠岐の島町	東町（塩浜、金峰山、網干場、金峰山灘、中の津、船隠し及び姫島の区域を除く。）、中町（名田の一、名田の二、名田の三、名田の四、名田の五及び堤尻の区域を除く。）、西町（名田の一、名田の二、名田の三、名田の四、名田の五及び堤尻の区域を除く。）、

島根県告示第518号

農業災害補償法の規定による組合員等の当然加入の除外基準（平成22年島根県告示第263号）の一部を次のように改め、平成23年8月1日から施行する。

平成23年7月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

表水稻の部25アールの項及び麦の部25アールの項中「、八束郡」を削る。

島根県告示第519号

銃猟禁止区域の指定（平成16年島根県告示第1007号）の一部を次のように改正し、平成23年8月1日から施行する。

平成23年 7 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表揖屋干拓銃猟禁止区域の項中「、及び八束郡東出雲町の一部」を削る。

島根県告示第520号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成20年島根県告示第864号）の一部を次のように改正し、平成23年8月1日から施行する。

平成23年 7 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表意宇川特定猟具使用禁止区域の項中「及び八束郡東出雲町の各一部」を「の一部」に改める。

島根県告示第521号

休猟区の指定（平成22年島根県告示第638号）の一部を次のように改正し、平成23年8月1日から施行する。

平成23年 7 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中「八束郡東出雲町」を「松江市」に改める。

島根県告示第522号

水産業普及員の担当する普及地区の名称及び普及区域の範囲（平成17年島根県告示第415号）の一部を次のように改正し、平成23年8月1日から施行する。

平成23年 7 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表出雲地区の項中「、八束郡」を削る。

島根県告示第523号

建設業許可申請書等閲覧規程（昭和47年島根県告示第221号）の一部を次のように改正する。

平成23年 7 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条の表中「、安来市及び八束郡」を「及び安来市」に改める。

附 則

この告示は、平成23年8月1日から施行する。

島根県告示第524号

解体工事業者登録簿閲覧規程（平成13年島根県告示第427号）の一部を次のように改正する。

平成23年 7 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1条中「法律第104号。」を「法律第104号」に改める。
第2条の表中「、安来市及び八束郡」を「及び安来市」に改める。
第6条中「ちょう付」を「貼付」に改める。
第8条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この告示は、平成23年8月1日から施行する。

島根県告示第525号

水防警報を行う河川の指定（平成17年島根県告示第551号）の一部を次のように改正し、平成23年8月1日から施行する。

平成23年7月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中「東出雲町出雲郷」を「松江市東出雲町出雲郷」に改める。

島根県告示第526号

特別警戒水位の設定（平成17年島根県告示第881号）の一部を次のように改正し、平成23年8月1日から施行する。

平成23年7月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中「東出雲町出雲郷」を「松江市東出雲町出雲郷」に改める。

島根県告示第527号

島根県屋外広告物条例の規定により知事が定める区域又は地域（昭和49年島根県告示第251号）の一部を次のように改正し、平成23年8月1日から施行する。

平成23年7月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

4中「八束郡東出雲町」を「安来市」に改める。
5中「国道314号」を「一般国道314号」に改める。

訓**令****島根県訓令第9号**

本 庁
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成23年7月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第2中「八束郡」を「松江市東出雲町」に、「松江合同庁舎内」を「松江合同庁舎及び松江市東出雲町内」に改め

る。

附 則

この訓令は、平成23年 8 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 7 月 26 日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第11号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

	「安来市立十神小学校	「同	揖屋小学校	
	同	社日小学校	同	出雲郷小学校
	同	赤江小学校	同	意東小学校
別表第9の5中	同	広瀬小学校	を	安来市立十神小学校
		東出雲町立揖屋小学校	同	社日小学校
	同	出雲郷小学校	同	赤江小学校
	同	意東小学校	」	同
				広瀬小学校

「同 東出雲中学校

安来市立第一中学校 に改める。

同 第三中学校 」

附 則

この規則は、平成23年 8 月 1 日から施行する。

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 7 月 26 日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第12号

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第12条の表松江教育事務所の項所管区域の欄中「、八束郡」を削る。

附 則

この規則は、平成23年 8 月 1 日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年 7 月 26 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第 6 号

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

島根県選挙管理委員会規程（昭和26年島根県選挙管理委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第13条第 3 項の表島根県選挙管理委員会事務局東部支局の項所管区域の欄中「、八束郡」を削る。

附 則

この規程は、平成23年 8 月 1 日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 7 月 26 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第11号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 から別表第21までを次のように改める。

別表第 1 から別表第21まで 削除

附 則

この規則は、平成23年 8 月 1 日から施行する。